

佐賀県物品購入等契約に係る入札参加資格停止等の措置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、佐賀県物品購入等契約に係る入札参加資格停止等の措置要領（以下、「措置要領」という。）別表第1、別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件に該当する場合における入札参加資格停止の期間の決定等について必要な事項を定めるものとする。

(措置要件の適用基準)

第2条 措置要領別表第2第10号の「不正又は不誠実な行為」とは、原則として次のような場合をいう。

なお、県外における不正又は不誠実な行為については、当該事案が県内や社会的に重大な影響を及ぼしたと認められる場合に限り、本号を適用するものとする。

(1) 有資格業者である個人、有資格業者の役員若しくはその使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

(2) 県物品購入等に関して著しく信頼関係を損なう行為があった場合

2 前項の「県内や社会的に重大な影響を及ぼしたと認められる場合」とは、次の各号いずれかの事例に該当する場合をいう。

(1) その行為により逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起された者が、有資格業者の代表役員等又は一般役員等である場合

(2) (1)に掲げる場合の他、極めて悪質な事情があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、入札参加資格停止を行う必要があると知事が認めた場合

(期間の決定方法等)

第3条 入札参加資格停止の期間は、措置要領別表各号の期間（措置要領第3条第1項に該当する場合にあつては、同項に規定する期間。以下同じ。）の短期に、措置要領及びこの基準による加減を加えることにより決定するものとする。

2 契約違反を理由として契約解除を行った場合における措置要領別表の適用は、措置要領別表第1第4号（契約違反）ではなく措置要領別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）によることとし、期間の加減については前項の規定を適用する。

(期間の加算)

第4条 次の各号に該当するときは、該当する号ごとにそれぞれ1か月を単位として措置要領別表各号の期間の短期に加算するものとする。

- (1) 2以上の法律違反で逮捕又は公訴の提起が行われたとき
- (2) 2以上の契約違反等(措置要領別表第1第4号)又は不正若しくは不誠実な行為(措置要領別表第2第10号)が行われたとき
- (3) 違反行為が2年以上続いていたとき
- (4) 代表役員又は一般役員等の逮捕又は公訴の提起が行われたとき

2 次の各号に該当する場合は、該当する号ごとにそれぞれ2か月を単位として措置要領別表各号の期間の短期に加算するものとする。

- (1) 談合決別宣言を行っているとき
- (2) 違反行為を主導していたとき
- (3) 独占禁止法違反により、刑事告発がなされたとき
- (4) 措置要領第4条第1項各号に該当するとき
- (5) 発注機関が異なる契約等で違反行為が確認されたとき

3 前2項の規定にかかわらず、社会に与える影響が大きく、重大又は極めて悪質と認められる場合は、加算後の短期の期間が措置要領別表各号の期間の短期の1.5倍を限度として期間を加算することができる。

(加重等の順序)

第5条 措置要領及び前条の規定による入札参加資格停止の期間の加重、加算、短縮又は延長は、次の第1号から第3号までを順に適用することにより行う。

- (1) 措置要領第3条第2項の規定による加重
- (2) 前条の規定による加算
- (3) 措置要領第3条第3項(措置要領第4条第2項若しくは同条第3項による場合を含む。)、第4条第2項又は同条第3項の規定による短縮又は措置要領第3条第4項による延長

(措置の初日)

第6条 入札参加資格停止措置の初日は、入札参加資格停止を通知した日の翌日とする。なお、その日が佐賀県の休日に関する条例(平成元年佐賀県条例第29号)第1条に規定する県の休日に当た

るときは、その翌日以降の県の休日でない日とすることができる。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 22 日から適用する。

この基準は、平成 22 年 12 月 1 日から適用する。

この基準は、令和 2 年 10 月 1 日から適用する。

この基準は、令和 5 年 4 月 21 日から適用する。

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。